別記第４号様式(第10条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

ニセコ町長

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　　　年　　　月　　　日付けで申請のありました　　　　　年度ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金については、内容を審査した結果、下記のとおり（　交付・　不交付　）することに決定したので通知します。

記

１．交付決定

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 金　　　　，０００円 |

（１）補助金により設置した対象設備等は、法定耐用年数を経過することになるまで、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、取り壊し（廃棄を含む）、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、町長の承認を受けた場合を除きます。

（２）補助事業者が補助金交付条件に違反したときは、補助金交付決定の取り消し、及び補助金の返還を命じます。

（３）この内容に対し不服のある補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた日から３０日以内に書面をもって不服を申し出ることができます。

２．不交付決定

|  |  |
| --- | --- |
| 不交付決定の理由 |  |